

ID: 159

担当部署: 地域整備課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	大河原町都市公園条例 第16条(第18条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成7年条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第16条及び大河原町都市公園条例施行規則第4条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第16条 町長は、公園施設の使用者の責に帰することのできない理由によって、それらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他町長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第16条の規定により、町長が使用料の全部又は一部を免除することが必要と認める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 公園施設を設置し、又は管理する場合で営利を目的としないとき 全額</p> <p>(2) 町内の小中学校の児童、生徒等が学校行事(部活動を含む)として使用するとき 全額</p> <p>(3) 社会教育団体又は、社会福祉法人等がその目的のため使用するとき 全額</p> <p>(4) 地区住民が地区活動として使用するとき 全額</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特別の事由があると認める場合 町長が定める割合</p> <p>2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日